

船舶事故調査報告書

平成22年8月26日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 山本 哲也

委員 根本 美奈

事故種類	衝突
発生日時	平成22年4月29日 20時34分ごろ
発生場所	山口県宇部港 宇部港西防波堤灯台から真方位263° 3,900m付近 (概位 北緯33° 56.0′ 東経131° 11.4′)
事故調査の経過	平成22年4月30日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 油タンカー 第二 ^{たいよう} 太陽丸、498トン 133683、有限会社寿 SHIPPING 62.77m×10.00m×4.50m、鋼 ディーゼル機関、735kW、平成4年11月 B 多目的防災船兼引き船 ^{おおはま} 大浜、115トン 141012、西部マリン・サービス株式会社 26.85m×7.40m×3.40m、鋼 ディーゼル機関、956kW、平成21年2月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 50歳 四級海技士（航海） 免許年月日 昭和64年1月6日 免状交付年月日 平成20年2月8日 免状有効期間満了日 平成26年1月4日 B 船長B 男性 44歳 四級海技士（航海） 免許年月日 平成元年2月9日 免状交付年月日 平成20年10月24日 免状有効期間満了日 平成26年2月8日 一等航海士B 男性 38歳 三級海技士（航海） 免許年月日 平成19年11月21日 免状交付年月日 平成19年11月21日 免状有効期間満了日 平成24年11月20日
死傷者等	なし
損傷	A 左舷中央外板に破口 B 船首外板に凹損
事故の経過	A船は、船長Aほか4人が乗り組み、宇部港の西部石油5号棧橋を離棧し、掘下げ済水路へ向け約5ノット（kn）の速力で南東進中、B船は、船

	<p>長B、一等航海士Bほか2人が乗り組み、西部石油栈橋東方沖で同栈橋に離着棧する船舶及び宇部港南方沖の西部石油シーバースの警戒業務に当たり、一等航海士Bが操船し、風で流されたB船の監視位置を修正するため約4knの速力で西進中、平成22年4月29日20時34分ごろ、A船の左舷中央部とB船の船首部とが衝突した。</p> <p>A船から軽油460ℓが流出したが、B船により航走拡散処理された。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 西、風速 約8m/s、視界 良好</p> <p>海象：波高 約0.1m</p>	
その他の事項	<p>船長Aは、B船が接近してくることに気付いていたが、それまでも警戒船が近づいてきて拡声器で用件を伝えることがあったことから、何かを伝えに来るものと思ひ、衝突の直前まで危険を感じておらず、機関や舵の操作はしなかった。</p> <p>一等航海士Bは、操舵室後部で休息中の船長Bと会話をしながら前を見て操船していたが、左舷船首方に着棧中の他船の方ばかりを見ていて、衝突の直前までA船と接近していることに気付かず、衝突の直前に全速力後進としたが、間に合わなかった。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>A船は、夜間、宇部港内を南東進中、船長Aが、接近するB船に気付いていたものの、警戒船であるB船が何かを伝えに来るものと思ひ込んでいたことから、針路及び速力を保持していたものと考えられる。</p> <p>B船は、風で流された監視位置を修正するため西進中、一等航海士Bが、左舷船首方に着棧中の他船に意識を集中し、適切な見張りを行っていなかったことから、A船と接近していることに衝突の直前まで気付かず、回避動作をとる時機が遅れたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、宇部港内において、A船が南東進中、B船が西進中、船長Aが、A船に接近するB船が何かを伝えに来るものと思ひ込んで針路及び速力を保持し、また、一等航海士Bが、適切な見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>	
備考	<p>本事故後、西部石油栈橋を離棧する船舶から警戒船に対し、離棧する旨を業務無線により連絡する体制がとられた。</p>	